



岩出市では、令和6年10月から市内の小児科において、小児予防接種予診票のデジタル化を開始します。令和6年8月以降に生まれた方には、予防接種ノートとともにデジタル予診票で必要な二次元バーコードを送付しています。対応医療機関で接種される際は、利用方法を参照いただきご使用ください。（利用方法は、二次元バーコード記載用紙の裏面にあります。）

～デジタル化すればこんなに便利！～

いつでも、どこでも
スマートフォンがあれば、
予診票の入力ができます。

複数の予防接種を同時に接
種するときの予診票への記
入の手間が省けます。



デジタル予診票で接
種した予防接種の接
種日をスマートフォ
ンで確認できます。

今後、岩出市子育てアプ
リとの連携が可能とな
ります。より利便性が高
まります。



母子健康手帳は必ずご持参ください。



＜ 対応医療機関 ＞

医療機関名	住所	電話番号
木下こどもクリニック	岩出市金屋297	0736-61-1288
こだま小児科	岩出市北大池124-5	0736-69-2366
根来こどもクリニック	岩出市相谷34-5	0736-61-3000
山入こどもクリニック	岩出市岡田234-5	0736-61-2500

＜裏面に続く＞



よくある質問

Q & A



Q.1 紙の予診票で受診することはできなくなるのですか？

A.1 紙の予診票でも受診可能です。同封の予防接種ノートと宛名シールを使用してください。ただし、令和8年度をめぐり、国は予防接種のデジタル化を進めていく方針となっています。

Q.3 母子健康手帳は必要ですか？



A.3 母子健康手帳は必要です。デジタル予診票を利用して接種する場合でも、母子健康手帳へ接種歴を記載しますので、必ず持参してください。

Q.5 アプリは無料で利用できますか？

A.5 アカウント登録は無料ですが、通信料金はご自身の負担になります。



Q.7 複数のアカウントで、デジタル予診票を利用できますか？

A.7 子ども一人に対してはひとつのアカウントでご利用ください。ログインは複数の端末でできます。

Q.9 住所や氏名が変わった場合どうしたらいいですか？

A.9 ご自分で登録内容を変更していただけますので、変更をお願いします。
(岩出市内の住所変更に限ります)



Q.2 デジタル予診票に対応していない医療機関で受診する場合、どうすればいいですか？

A.2 紙の予診票で受診してください。同封の予防接種ノートと宛名シールを使用してください。



Q.4 送られてきた二次元バーコードを紛失した場合は、どうしたらいいですか？

A.4 再発行しますので、こども家庭センター母子保健係に事前にご連絡のうえお越しく下さい。



Q.6 兄弟、姉妹が利用するときはどうしたらいいですか？

A.6 ご利用の前に二次元バーコードを発行させていただく必要がありますので、こども家庭センター母子保健係に事前にご連絡のうえお越しく下さい。



Q.8 アカウント登録していない保護者が接種当日同伴するつもりですがどうすればいいですか？

A.8 ログインは複数の端末でできますので、二次元バーコードを入力し、登録された方のアカウントでログインしてご利用ください。また、紙の予診票でも接種できます。

Q.10 デジタル予診票を使って受診し、見合わせになったときはどうしたらいいですか？

A.10 医療機関が予診票を差し戻ししてくれましたので、再度入力してご使用いただけます。

